

## 伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱

平成28年6月29日

告示第54号

### (目的)

第1条 この告示は、新エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー機器等 家庭用燃料電池、家庭用蓄電池及び電気自動車をいう。
- (2) 家庭用燃料電池 燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムで、一般社団法人燃料電池普及促進協会の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有すると町長が認めたものであること。
- (3) 家庭用蓄電池 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 蓄電容量が1キロワットアワー以上の蓄電池部とインバーター等の電力変換装置が一体的に構成されたものであること。
  - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有すると町長が認めたものであること。
- (4) 電気自動車 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として登録している4輪の電気自動車であること。
  - イ 自家用車として登録された新車であること。
  - ウ リース車でないこと。
- (5) 対象機器 次に掲げるものをいう。
  - ア 電気自動車
  - イ 家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、町税等を滞納していない個人であって、次の各号のいずれかの対象機器を購入し、町内に導入した者で、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 家庭用燃料電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅(居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。以下この条文において同じ。)に家庭用燃料電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の家庭用燃料電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

ウ 愛媛県の運営する「えひめカーボンクレジット倶楽部」に入会した個人であること。

(2) 家庭用蓄電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に家庭用蓄電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の家庭用蓄電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

ウ 愛媛県の運営する「えひめカーボンクレジット倶楽部」に入会した個人であること。

(3) 電気自動車 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が町内となっており、自家用として購入する者であること。

2 対象機器に対する補助金の交付は、同一の住宅において、各補助対象機器ごとに1機器を限度とする。ただし、電気自動車についてはこの限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象機器導入費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は20万円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該機器の導入を完了した日から90日以内に新エネルギー機器等導入費補助金交付申請書(様式第1号)に、町長が必要と認める書類等を添付して、町長に申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に新エネルギー機器等導入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 交付が不相当と認められる場合には、新エネルギー機器等導入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、新エネルギー機器等導入費補助金交付請求書(様式第4号)を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第8条 補助対象者は、対象機器の耐用年数の期間内において、当該機器を廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ町長に新エネルギー機器等処分承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、新エネルギー機器等処分承認・不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象機器を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月29日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第47号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第21号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電話番号

新エネルギー機器等導入費補助金交付申請書

伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象機器導入場所 伊方町
- 2 対象機器 家庭用燃料電池  
家庭用蓄電池  
電気自動車
- 3 導入完了年月日 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付書類

○共通

- (1) 導入設備の概要 (別紙 1)
- (2) 売買契約書又は工事契約書の写し
- (3) 領収関係の写し
- (4) 導入設備の導入状態を示すカラー写真
- (5) 住民票 (写し可)
- (6) 町税の滞納等がない旨の申出書 (別紙 2)
- (7) その他町長が必要と認める書類

○家庭用燃料電池及び家庭用蓄電池

- (1) 売電力系統連系に係る契約締結を証明する書類、またはこれに準ずるものの写し
- (2) 設置機器本体の銘板カラー写真

○電気自動車

- (1) 自動車検査証の写し

## 別紙 1

### 1 導入設備の概要

補助対象設備	補助対象経費（税込）（国等補助金除く）	仕 様
家庭用燃料電池	円	製造者名 型 式 名 （燃料電池） （貯湯） 発電出力 kW
家庭用蓄電池	円	製造者名 型 式 名 蓄電能力 kWh
電気自動車	円	製造者名 型 式 名

別紙 2

町税の滞納等がない旨の申出書

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住所

氏名

伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱に基づき、次のとおり伊方町に対し世帯全員の町税等の滞納がない旨を申出します。

なお、担当部署において、私の世帯全員の町税、納税状況等について調査することに同意します。

※町税等の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

様

伊方町長

新エネルギー機器等導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度伊方町新エネルギー機器等導入費補助金については、伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記により交付します。

年 月 日

伊方町長

記

- 1 補助金交付決定番号 NO. \_\_\_\_\_
- 2 補助対象機器  
この補助金の交付の対象となるシステムの内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとします。
- 3 交付金額 金 円
- 4 交付条件  
次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。
  - (1) 伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱に違反したとき。
  - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
  - (3) 要綱第8条により対象機器を処分したとき。
  - (4) その他事業の施行について不正の行為があると認めたとき。

様式第3号(第6条関係)

伊方町指令第 号

様

伊方町長

新エネルギー機器等導入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度伊方町新エネルギー機器等導入費補助金については、伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

伊方町長

記

- 1 交付しないことを決定した理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電話番号

新エネルギー機器等導入費補助金交付請求書

年 月 日付けで伊方町指令第 号にて交付の決定を受けた  
年度伊方町新エネルギー機器等導入費補助金について、伊方町新エネルギー機  
器等導入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定番号 NO. \_\_\_\_\_
- 2 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の振込先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電話番号

新エネルギー機器等処分承認申請書

伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、  
下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定通知書番号  
年 月 日付け伊方町指令第 号
- 2 対象機器導入場所
- 3 補助対象者氏名
- 4 処分の方法 (該当する項目に○印)

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※その他の場合は、その内容について具体的に記入してください。

- 5 処分の時期 年 月 日
- 6 処分の理由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

様

伊方町長

新エネルギー機器等処分承認・不承認通知書

伊方町新エネルギー機器等導入費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認・不承認の別	承認      不承認      (どちらかに○)
対象機器導入場所	
補助対象者氏名	
対象機器導入 完了年月日	年      月      日
処分予定日	年      月      日
処分の方法	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他
処分の理由	
承認・不承認の理由	